

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第10号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職にある職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される県職員給与条例第3条第1項各号及び学校職員給与条例第5条第1項各号に掲げる給料表（以下「給料表」という。）の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の管理職手当の額の欄に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）にあってはその額に同項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「<u>算出率</u>」という。）を、同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職にある職員のうち<u>再任用職員</u>に支給す</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職にある職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される県職員給与条例第3条第1項各号及び学校職員給与条例第5条第1項各号に掲げる給料表（以下「給料表」という。）の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の管理職手当の額の欄に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあってはその額に同項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職にある職員のうち<u>定年前再任用短時間</u></p>

改正前	改正後
<p>る管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の管理職手当の額の欄に定める額（勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員にあってはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>育児短時間勤務職員等</u>にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>附 則 略</p>	<p><u>勤務職員</u>に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の管理職手当の額の欄に定める額<u>に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）に対するこの規則による改正後の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則第3条の規定を適用する。